

## 「氏名のフリガナ」の確認はお済みですか？

戸籍法の改正により、戸籍に氏名のフリガナが記載されることになりました。  
本籍地の市区町村役場からフリガナを確認するための通知は届きましたか？  
広報とうのしょう 8月号でお知らせしましたが、通知されたフリガナが間違っている場合は、**令和8年5月25日まで**  
**に必ず正しいフリガナを届出**してください。

### ●戸籍法改正に関するQ & A

**Q**：フリガナの通知が届きません。

**A**：本籍地の役場では、住民票の住所へ通知書を発送しています。万が一、まだ届いていない場合は、本籍地の役場にお問合せください。

**Q**：書類の提出先から「フリガナが証明されている戸籍または住民票」を持ってくるように言われました。どうしたらいいですか？

**A**：通知されたフリガナを確認して正しければ、届出は必要ありませんが、届出をしない場合、戸籍や住民票にフリガナが記載される時期は、令和8年5月26日以降となります。  
それより前の時期にフリガナが証明された戸籍や住民票が必要な場合は、フリガナの届出をし、戸籍や住民票に記載されることが必要です。

**Q**：届出後、フリガナが記載された証明書が発行されるまで、どのくらいの期間がかかりますか？

**A**：おおむね1カ月程度で記載される見込みです。ただし、届出地や届出方法により、記載までの期間が異なることがあります。

届出はオンライン(マイナポータル)が便利!役所に来なくても、24時間届出が可能だよ。マイナンバーカードを持っていてマイナポータルの利用ができる方は、ぜひ使ってみてね。



町民課 町民係 ☎86-6070



## 定額減税補足給付金について(不足額給付)

令和6年度に実施した定額減税しきれないと見込まれた方への給付金に不足が生じる場合に、令和7年度で追加給付を行います。追加給付となる方は8月下旬より随時通知を送付しておりますが、通知が届かない一部の方については受給するための申請が必要となります。

以下のいずれにも該当する方は申請が必要になる場合があります。

・令和6年分所得税および令和6年度住民税所得割ともに定額減税前税額が0円で、本人として定額減税の対象外であること

・税制度上、扶養親族の対象外(事業専従者・合計所得48万円超)で、扶養親族等として定額減税の対象外であること

・低所得世帯向け給付(令和5年度非課税給付等・令和6年度非課税化給付等)対象世帯の世帯主・世帯員に該当していないこと

ご自身が追加給付の対象になるか、また、申請方法などについてのお問い合わせは下記までご連絡ください。

町民課 賦課徴収係 ☎86-6073



## 水道メーターの交換について

検定有効期間(8年)に迫っているメーターを新しいメーターに交換します。

今年度は約650世帯のメーター交換を9月から12月までの間で予定しています。対象世帯には、事前に通知します。  
※メーター交換後は、水を少し流してからお使いください。

●不在でも実施します。

取り替え作業は、町指定業者が行います。立ち合いの必要はなく、不在でも交換させていただきます。

作業時間は30分程度で費用はかかりません。不審に思ったら、水道係に連絡してください。

●メーター周りはきれいに

日頃から、メーターの周辺やメーターボックスの中などをきれいにしておきましょう。

また、毎月検針員が検針に伺っています。メーターまでの通路も通りやすくするようご配慮をお願いします。(犬などはメーター付近やその通路までにつながらないようにしてください。)

まちづくり課 水道係 ☎86-6077



## 令和8・9年度入札参加資格審査申請の受付について

町が発注する建設工事、測量・コンサルタント、物品、委託の入札に参加するためには「東庄町入札参加資格者名簿」に登録されていることが必要です。

入札の参加を希望される方や、現在参加資格があり、継続を希望される方は、令和8・9年度入札参加資格審査申請の手続きを行ってください。

**受付期間** 9月16日(火)～11月17日(月)  
※17時必着

**申請方法** 「ちば電子調達システム」ホームページから電子申請を行い、必要書類を添えて共同受付窓口へ送付

**提出先・問合せ先** 〒260-0855 千葉市中央区市場町1-1  
千葉県庁南庁舎2階  
千葉県電子自治体共同運営協議会  
☎043-441-5551

総務課 管財係 ☎86-6085



## 国民年金保険料には、退職による特例免除制度があります

国民年金保険料の免除申請は、通常、申請者本人や配偶者、世帯主それぞれの所得を基準に審査されます。

ただし、退職(失業)などを理由とする特例免除は、申請者本人の所得を除外して審査されますので、所得審査が緩和され、承認を受けやすくなっています。(配偶者や世帯主に一定以上の所得があるときは、免除されない場合があります)  
退職(失業)を理由として免除申請ができるのは、退職日(失業日)の翌日を含む月の前月分から翌々年6月分までです。

○免除申請にかかる所得審査対象者  
通常の免除申請…申請者本人、配偶者、世帯主  
退職による特例免除…配偶者、世帯主

○手続きに必要なもの  
失業していることを確認できるハローワークなどの公的機関の証明書(雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、雇用保険被保険者離職票など)

町民課 国保年金係 ☎86-6071  
佐原年金事務所 ☎54-1442

広報とうのしょう 2025.9 14

## マイナンバーカードの窓口

マイナンバーカード、電子証明書の有効期限切れにご注意ください！

### ●有効期限

・マイナンバーカード

発行日から10回目の誕生日まで、発行時に18歳未満の方は5回目の誕生日まで。  
有効期限が切れると…本人確認書類として利用できなくなります。

・電子証明書

年齢にかかわらず発行日から5回目の誕生日まで。

有効期限が切れると…マイナポータルにログインできない、証明書のコンビニ交付などが利用できなくなります。  
なお、期限切れから3か月間は保険証としての利用は可能ですが、その後も更新を行わなければ、保険証としての利用もできなくなります。

有効期限の2～3か月前をめどに通知が届きます。

通知書が届いたら、同封物を確認し、早めに更新手続きを行いましょう。

### ●マイナンバーカードのお手続き窓口

| 平日                     | 9:00～12:00 | 13:00～16:45 |
|------------------------|------------|-------------|
| 毎週水曜日(延長窓口)            | 9:00～12:00 | 13:00～18:30 |
| 休日臨時交付窓口               | 9月28日(日)   | 9:00～12:00  |
| ※証明書の発行や、届出の受付はしていません。 |            |             |

マイナンバーカードの申請サポート、受取、更新の方はなるべく事前の電話予約をお願いします。

●予約・問い合わせ 町民課町民係(マイナンバーカード専用窓口) ☎86-4081(受付時間 平日8:30～17:15)

大人も子どもも注意が必要だよ

